

令和4年度 赤井川村障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、令和2年度における障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、方針を策定する。

2. 用語の定義

本方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3. 適用範囲

本方針の適用範囲は、村の全ての部局等（以下「各部局等」という。）とする。

4. 調達の対象となる施設等

調達の対象となる施設等は、村内及び近隣市町に所在し、かつ、法第2条第2項から第4項までに規定する次に掲げる施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護とともに施設入所支援を行う施設）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所
- (7) 障害者を多数雇用している事業所（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）第1条第1項及び第2項に規定する事業所）
- (8) 在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5. 調達の対象となる物品等

調達の対象となる物品等は、別表に掲げる物品等のうち、施設等が供給可能なものとする。

6. 調達目標

各部局等においては、予算の範囲内において、可能な限り物品等の調達に努めるものとし、令和3年度の調達実績を上回ることを目標とする。

7. 調達の推進方法

(1) 各部局等での取組み

各部局等においては、法の趣旨を理解するとともに、必要な物品等を調達する場合は、施設等からの調達の可能性について十分に検討し、当該物品等の調達に努める

ものとする。また、施設等からの調達に当たっては、可能な限り納期及び発注量の設定に配慮するものとする。

(2) 調達に必要な情報提供本方針の所管課においては、各部局等が施設等からの物品等の調達を円滑に進めることができるよう、施設等が供給可能な物品等の情報を適宜提供するとともに、必要に応じ、施設等との連絡調整を行うものとする。

(3) 隨意契約の活用等

施設等がその特性により不当に排除されないようにするなど、物品等の調達に係る競争への参加機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、赤井川村財務規則（平成13年1月11日規則第1号）など関係規定に従い、随意契約を活用した優先的な調達に努めるものとする。

8. 調達方針及び実績の公表

(1) 本方針については、策定後村ホームページ等により公表する。また、本方針の見直しを行った場合も同様とする。

(2) 調達の実績については、年度終了後遅滞なく取りまとめのうえ、その概要を村ホームページ等により公表する。

9. 調達方針に関する庶務

本方針に関する庶務は、保健福祉課保健福祉係とする。

10. その他

障がい者の経済的な自立の促進に寄与するため、村が直接調達する物品等に限らず、庁舎やイベント等における自主製品の販売の場を提供するとともに、村ホームページ等を活用し、企業や個人に対し施設等の活動及び物品等の調達に関する情報を周知するなど、可能な限り施設等からの物品等の調達拡大が図られるよう支援を行うものとする。

附 則

本方針は、令和4年4月1日から実施する。

別表

物品等の品目分類	品 目	具 体 例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍等
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物等
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗等
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等（上記以外の物品）
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒等の印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ等
	③清掃、施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理等
	④情報処理	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし等
	⑤飲食店の運営	売店、レストラン、喫茶店等
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしごり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別等